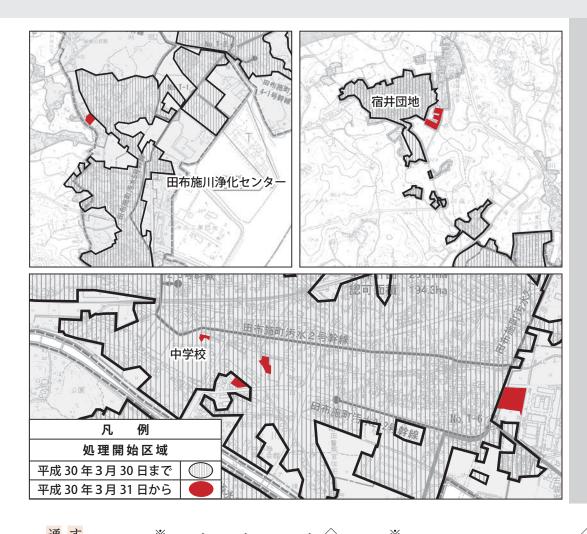
できる

問建設課 下水道管理係 **☎** 52-5817

> 願いします。 を整備した区域(今年3月31日から、これまでの下水処理区域(∭印)に新たに下水道 赤色の区域内に住んでいる人や店舗などで営業している人は、 (印)が加わりました。

道が使用できるようになりましたので、下水道排水設備の設置、 接続をお 公共下水



受益者負担金の申告および納付

平成30年度から 受益者となる人

◇申告方法

※土地に賃貸借など権利関係があ 告者欄に押印の上、5月31日 や漏れなどがあれば訂正し、申 業受益者申告書』を5月上旬に 所有者に、土地の所在・地目・ 新たに対象となった地域の土地 送付します。記載内容に間違い 面積などを記載した『下水道事 (木)までに提出してください。

協議してください。 る場合は、 所有者と権利者間で

◇納付方法

各期納付 1年を4期に分け、 5年間納付

1年前納 1年分を (合計20回 括納付

全期前納 全額を一括納付

※全期前納または1年前納の場 報奨金が交付されます。

する受益者負担金を確定し、決定 通知書と納付書を送付します。 7月上旬に、平成30年度に賦課

| 平成26~29年度に 受益者となった人

※前納の場合の納付額は、報奨金 を差し引いた額になります。 れかの方法で納付してください 残りの年数分の全期前納のいず します。 人には、 平成26~29年度に対象となった 各期納付・1年前納 今年度の納付書を送付

書を送付します。 7月上旬に、平成30年度の納付

次のような場合は

お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買 で届けてください。 付方法を、建設課下水道管理係ま た場合、新受益者および残額の納 どにより所有者や権利者が変わっ

徴収猶予が解除になる場合

平成9~29年度に農地や係争地 係まで届けてください。 地については、建設課下水道管理 該当しなくなります。これらの土 判が確定した場合は、猶予基準に 土地で、宅地造成をした場合や裁 どで徴収猶予の決定を受けている